

最低賃銀ヲ貳圓五拾錢

(三) 賃銀ヲ現在ヨリ二割値上げサレタキ事

(四) 工場主ノ都合ニ依リ解雇ノ場合ハ解雇手當トシテ

六ヶ月未満ノ者ニハ日給三十日分

六ヶ月以上一ケ年未満ノ者ニハ日給六十日分

一ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎ニ四日分

但シ職工ノ都合ニ依リ退職スル場合ニハ前記ノ半額ヲ支給サレタシ

(五) 殘業ヲ全廢サレタキ事

(六) 作業ノ都合ニ依リ臨時休業ノ場合ハ制定セシ給料ヲ支給サレタキ事

(七) 此ノ嘆願書ニ對シ三十時間以内ニ御回答サレタキ事
右嘆願候也

大正十二年五月廿三日